

平成 26 年度産油国石油精製技術等対策事業費補助金(産油・産ガス国開発支援等事業に係るもの)事業に係る Najah Fair ジャパンパビリオン展示装飾設計・施工・管理・撤去及び輸送業務

提案書・見積書作成要領

平成 26 年 4 月

一般財団法人 日本国際協力センター

第 1 競争の手順

「平成 26 年度産油国石油精製技術等対策事業費補助金(産油・産ガス国開発支援等事業に係るもの)事業に係る Najah Fair ジャパンパビリオン展示装飾設計・施工・管理・撤去及び輸送業務」について、下記のとおり業務委託先を選定するので、提案書および見積書を提出願います。

1. 照会窓口

〒 163-0716

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号小田急第一生命ビル 16 階
一般財団法人日本国際協力センター 研修事業部 川本、小針
電話 03-6838-2722 ファクシミリ 03-6838-2711

2. 再委託等の可否

(1) 業務の全部又は一部再委託(下請負)

業務の全部を再委託する事は認めません。一部再委託の場合、再委託先の選定にあたっては、経済性及び合理性を考慮し選定してください。

3. 提案書及び見積書の提出期限及び提出場所

(1) 期限:平成 26 年 5 月 2 日(金)午後 5 時まで

(2) 提出物:①提案書 正1部、副2部

②見積書 正1部、写1部(見積書の書式は問わない)
(提案書とは別にして、厳封のこと)

(3) 場所:上記 1. に同じ

(4) 提出方法:持参を原則とします。郵送等の場合は提出期限までに到達するもの限り受け付けます。

4. 提案書の評価方法及び交渉順位決定方法

本案件では、次の基準に従い提案書の評価を行います。また、「第 4 見積書作成要領」により提出された見積価格とその算出根拠を加味したうえ、交渉順位を決定します。

(1)提案書評価基準(詳細については、第 3「提案書に記載されるべき事項及び作成要領」を参照のこと)。

- | | |
|----------------|--------|
| ① 業務実施方針 | 【10 点】 |
| ② 社の経験・能力等 | 【70 点】 |
| ③ 業務主任者の経験・能力等 | 【20 点】 |

合計 【100 点】

(2)評価対象とする業務主任者の担当分野

業務主任者:(第 2 2.委託業務の内容の業務(国内・海外))

(3)評価にあたっては、技術(提案書)評価と価格(見積書)評価に区分し、技術評価を 80%、価格評価を 20%の割合として点数化し、合計点数の最も高い者を契約交渉第 1 順位とします。

5. 提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する提案書は無効とします。

- (1) 提出期限後に提案書が提出されたとき。
- (2) 提出された提案書に記名押印がないとき。
- (3) 同一提案者から、同一案件に対して2通以上の提案書が提出されたとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) 前号に掲げるほか、本要領で定める指示に違反したとき。

6. 審査結果の通知

平成26年5月9日(金)頃までに、全ての提案書・見積書提出者に文書によって契約交渉順位を通知します。

7. 契約交渉

- (1) 契約交渉第1順位となった者は、契約金額その他契約の締結に必要な事項について財団と契約交渉を行うものとします。
- (2) 契約交渉第1順位となった者と合意にいたらなかった場合には、契約交渉順位第2位以降となった者と順次交渉を行うものとします。

8. 見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 上記3.により当財団と合意にいたった者は、速やかに合意された金額の見積書及び見積内訳書を提出するものとします。(見積書及び見積内訳書の書式は問わない)
- (2) 「第5 契約書(案)」を基本として、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

9. 契約期間(予定)

平成26年5月上旬から平成27年1月末日まで

10. その他

- (1) 本件に対する質問がある場合は、平成26年4月25日(金) 15時までに電子メールにてご連絡をお願いいたします(電子メールアドレスabudhabi@jice.org)。
- (2) 提案書及び見積書の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- (3) 提案書及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。また、契約にあたっては、提案書に記載の提案のすべてを採用するものではありません。
- (4) 採用となった提案書及び見積書については返却いたしません。また、不採用となった提案書(正)及び見積書(正)については、各提案者の要望があれば返却しますので、審査結果通知後2週間以内に上記連絡先まで連絡願います。ただし、(写)及び(副)については返却いたしません。なお、不採用となった提案書に提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書は無効とします。
- (6) 一旦提出された提案書及び見積書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- (7) 提案書に含まれる個人情報等については、当財団の「個人情報保護規程」に従い、適切に管理し取り扱います。

第2 業務の目的と内容等

1. 業務の背景と目的

アラブ首長国連邦(以下、UAE)は、我が国の原油輸入量の約 1/4、自主開発油田の約 4 割を占めており、我が国にとってエネルギー安定供給の観点から最重要国として位置づけられる。また、アブダビ首長国においては「アブダビ・エコノミックビジョン 2030」に示されるように、産業の多角化を志向しており、そのために高度人材育成が必要とされている。このような背景から、我が国の持つ高度な教育システムや高度な産業技術を生み出す人材育成に対して関心が高い。このような背景から、2013 年日本政府は、UAE から本邦への留学生を今後 5 年間で 500 名受け入れるとの声明を発表した。

本事業の目的は、アブダビ首長国で開催される Najah Fair(開催期間:2014 年 10 月 28 日から 30 日)(*)にジャパンパビリオンを設置する事で我が国の高度な高等教育を広報し、本邦への留学を志す学生を増加させる事を通じて、アブダビ首長国において喫緊の課題である人材育成に重層的に貢献することである。

(*)<http://www.najahonline.com/>

2. 委託業務の内容

経済産業省資源エネルギー庁のホームページに掲載されている平成 26 年度産油国石油精製技術等対策事業費補助金公募要領(*)を十分に理解のうえ、財団が補助事業者として実施する Najah Fair ジャパンパビリオン展示装飾設計・施工・管理・撤去及び輸送業務を適正に行い、平成 27 年 1 月末日までに当財団の精算審査を完了する。具体的な業務内容は以下のとおりとする。

(*)<http://www.enecho.meti.go.jp/info/tender/tenddata/1402/140212j/140212j.htm>

(1) パビリオンの展示装飾設計・制作・設営業務

- ① ナショナルパビリオンとしての機能及びイメージが感じられるデザインとする。
- ② 総床面積は 120 平米～200 平米となる予定。
- ③ 出展者数は 15 団体前後となる予定であり、増減に対応できるレイアウトとする。
- ④ パビリオン内には、総合案内受付を備えること。
- ⑤ イベント主催会社との調整をおこなうこと。
- ⑥ 事前の準備を含め、パビリオン運営にあたるスタッフを配置すること。
- ⑦ その他、当財団と協議の上、提案者の提案による設備を整える事とする。

(2) 日本国内で制作するものの調達及び、現地で制作するものの調達

以下の要件に配慮した適正な手続きにより業者を選定すること。

- ① 仕様の決定業者の選定等の調達プロセスにおいて常に中立性を保つこと。
- ② 調達プロセスにおいて、常に公正性が保たれていること。
- ③ 価格競争において、十分な競争性が確保されていること。
- ④ 調達プロセス全体の透明性が確保されていること。

(3) 出展者に対する支援

- ① 出展者に対して、ブース設置に関する助言と支援を行うこと。
- ② 出展者に対して、出展者説明会を行うこと。

(4) 広報活動

- ① 現地メディア等を利用し、ジャパンパビリオンの広報を行うこと。
- ② 会場で配布するジャパンパビリオンパンフレットを制作すること。

(5) 現地施工・撤去・管理

- ① 展示会規則に従い、イベント主催会社に対して必要な申請を行う。

- ② イベント開催日までにパビリオンを完成させること。
- ③ イベント終了後には撤去工事が完了するまで現場管理を行うこと。
- (6) 輸送業務
 - ① パビリオン内に展示物を備え付ける場合、輸送・通関手続を行い、イベント開催日前日までに会場に到着するよう手配すること。
- (7) その他
 - その他、当財団が指定する業務。
- (8) 成果品の提出
 - 以下の書類を成果品として当財団に提出する。
 - ① 業務実績報告書
 - ② 会計帳簿及び証憑書類
- (9) 精算手続き
 - 提出した会計帳簿及び証憑書類について、平成 27 年1月末日までに当財団の審査を受け、経費請求額を確定する。精算後、経済産業省資源エネルギー庁の補助金確定検査により、追加の証憑が必要となった場合は、該当証憑を提出することとする。

3. 支払条件

- (1) 経費の請求額は、提出した会計帳簿及び証憑書類について、当財団の審査を受けた後に確定します。前払い及び部分払いは認めません。
- (2) 契約金額を上限に、「実費弁済」(*)とします。
 - (*) 受益性を排し、本事業を実施するのに要した経費のみを支払います。なお、計上できる経費及び精算方法等は、経済産業省資源エネルギー庁のホームページ (<http://www.enecho.meti.go.jp/info/tender/tenddata/1402/140212j/140212j.htm>) に掲載されている平成 26 年度産油国石油精製技術等対策事業費補助金公募要領及び補助事業事務処理マニュアルを参考としてください。
- (3) 本事業に従事した時間を明らかにするため、業務主任者及び補助要員は補助事業事務処理マニュアルを参考に帳簿等を日々作成してください。
 - ア 本事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - イ 上記アの者が実際に本事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

4. 成果品

- (1) 業務実績報告書
- (2) 会計帳簿及び証憑書類

5. その他

本公募は、当財団が経済産業省資源エネルギー庁に申請する本件補助事業の交付申請に対し、交付決定がなされることを前提として行うものです。

第3 提案書に記載されるべき事項及び作成要領

1. 提案書の構成と様式

提案書の作成にあたっては、下記の構成を含めるよう作成してください。事業を提案する上で必要と思われる項目は必要に応じて記述してください。

(1) 業務実施方針等……………(任意様式)

- ① デザインコンセプト
- ② 工程表
- ③ 提案者が提案する企画等(任意)
- ④ その他特筆すべき項目(任意)

(2) 社の経験・能力等……………(任意様式)

- ① 類似業務の経験
- ② 当該業務実施上の実施体制図(本邦)

*類似業務:国内業務、海外業務を問わず、第2 委託業務の目的と内容に明示した類似業務の実績を記述し、それらの業務の経験が本件業務の実施にあたり有用であることを説明してください。類似業務においては、アラブ首長国連邦を含め、湾岸協力会議(GCC)諸国における類似業務経験を重視します。

*実施体制図:全補助要員の氏名、担当業務等バックアップ体制等につき記載ください。一部の業務を再委託する場合、再委託先予定先の概要、外注先の選定方法、外注する業務等に関する説明記載してください。

(3) 業務主任者の経験・能力等……………(任意様式)

① 業務主任者の経歴

以下に掲げる項目に加え、業務責任者として必要な経験、能力等について記載してください。なお、語学能力については認定書(写)を必ず添付してください。

- ア. 類似業務の経験
- イ. 海外業務の経験
- ウ. 語学能力(語学は認定書(写)を添付)
- エ. 学歴、業務歴、取得学位、資格等
- オ. 特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む)

*業務主任者の経験・能力等においては、英語能力も評価対象とします。語学の資格名を記載するとともにその認定証の写しを添付してください。認定証の写しがない場合には評価の対象となりません。求められる語学能力は、関係者との間でコミュニケーション・調整ができるレベルで、英検2 級程度とします。

2. その他

提案書の審査は、本説明書に示された提案書の提出場所、部数(見積書含む)、提出期限及び提案の条件を満たしていることを条件に行います。

第4 見積書作成要領

1. 本業務を実施するのに必要な経費の見積り(課税事業者は見積金額に消費税を含むこと)及びその内訳書正1部と写1部を密封して、提案書とともに提出してください。
2. 積算については、1. 人件費、2. 事業費、3. 管理費の区分に分けることとし、それぞれの区分で計上できる費目および積算方法は下記を参考にしてください。

予算区分	内訳	小計	計
1. 人件費	業務主任者 aa 円 × bb 時間 業務担当者 cc 円 × dd 時間 ※要員数、作業単価、作業量を明記してください。	ee 円 ...	ff 円 ...
2. 事業費	旅費・交通費: 要員の出張に係る航空運賃、保険料、国内移動経費等 滞在費: 出張に係る現地交通費、日当等 宿泊費: 出張に係る宿泊費 製作費: 制作物に係る経費 施工費: パビリオン施工に係る経費 広報費: 現地広報やリーフレット作成に係る経費 輸送費: 制作物や展示物輸送に係る経費 その他諸経費: その他業務実施に必要な経費 ※作業単価、作業量を明記してください。	gg 円 ii 円	hh 円 jj 円 ...
3. 管理費		kk 円	ll 円
		合計	mm 円
		消費税額等	nn 円
		見積金額合計	oo 円

* 金額だけではなく、その根拠となる積算内訳を作成し、単価・数量・回数等がわかるよう記載してください。

3. 見積書の様式は自由ですが、記名、押印の上、提出ください。
4. 見積通貨は日本円で見積もってください。外貨交換レート(AED→円)は、2014年3月平均 TTS レート(東京三菱UFJ銀行)1AED=28.57JPY として見積もってください。
5. 必要な現地出張については、目的、回数、時期、出張予定者を明記してください。
6. 航空運賃はディスカウントエコノミークラスとしてください。

7. 見積書はあくまで提案書提出時のご提案であり、契約交渉を経て最終的な契約金額が決定されます。

第 5 契約書(案)

別添 1 業務委託契約書(案)を契約者と締結する予定です。

以上

添付資料:

別添 1 業務委託契約書(案)

別添 2 Najah Fair フロアプラン(2014 年1月現在)

業務委託契約書(案)

1. 件名 平成 26 年度産油国石油精製技術等対策事業費補助金(産油・産ガス国開発支援等事業に係るもの)事業に係る Najah Fair ジャパンパビリオン展示装飾設計・施工・管理・撤去及び輸送業務
2. 業務内容 付属書 I「業務実施要領」のとおり
3. 契約金額 金 円(うち消費税額等 円)
4. 履行期間 平成 26 年 5 月 日から平成 27 年 1 月末日まで
5. 受渡場所 一般財団法人日本国際協力センター

一般財団法人日本国際協力センター 業務執行理事 岸本 昌子(以下「甲」という。)と〇〇株式会社代表取締役〇〇(以下「乙」という。)とは、甲が乙に対し、頭書記載の業務を委託することに関し、以下の各条項により、業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、甲の示す方針にしたがい、頭書の業務(以下「本業務」という。)を実施し、甲は、頭書に契約金額として記載された金額を対価として支払う義務を負う。

(業務内容の変更等)

第3条 甲は、特別の理由により、本業務の内容を変更する必要があると認められるときは、甲及び乙で協議の上、乙に対する書面による通知により、本業務内容を変更することができる。

2 前項の場合において、契約期間又は契約金額を変更する必要があると認められるときは、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。ただし、事業内容の軽微な変更の場合及び契約金額の区分ごとに配分された額の10%以内の流用増減の場合を除く。

3 前項の場合において、契約金額の10%を上限として契約変更できるものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は第三者に請負わせてはならない。

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約保証金)

第6条 甲は、本業務に関し、乙から契約保証金を徴求しない。

(業務責任者の届出)

第7条 乙は、本業務の履行に先立ち、業務主任者を業務責任者と定め、甲に届出をしなければならない。また、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 乙は、前項の規定により定めた業務責任者に指導監督させるとともに、甲との連絡に当たらせなければならない。

(監督職員)

第8条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、一般財団法人日本国際協力センター 研修事業部 部長 の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して次に掲げる権限を有する。

- (1) 付属書 I に基づく乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 業務の実施状況についての調査

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、本業務の完了後速やかに付属書 I に定める成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、遅滞なく成果品の完成若しくは本業務の完了を確認するための検査を終了しなければならない。この場合においては、甲は、当該検査の結果を書面により乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となったときは、遅滞なく必要な補正を行い、甲に補正完了の届けを提出し、再検査を受けなければならない。

4 乙は、第2項の検査に合格したときは、当該成果品を甲に引き渡すものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、前条による引渡し完了後においても、成果品等本業務について瑕疵が発見された場合は、速やかに無償でその成果品等本業務の補正をしなければならない。

(代金の支払)

第11条 契約金額の支払は、第9条の引渡し完了後、契約金額を上限に甲が確定するものとする。

- 2 乙は、前項による契約金額の確定を受けて請求書を甲に提出するものとする。なお、請求にあたって消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。
- 3 甲は、前項の適法なる請求書を受領した日から起算して30日以内に、当該金額を口座振込みの方法により乙に支払うものとする。支払いに伴い発生する振込み手数料は、甲にて負担する。
- 4 甲の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額の支払をしないときは、乙は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年(365日とする。)5.0パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延損害金に1円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

(履行期間の延長)

第12条 乙は、天災地変その他自己の責に帰することのできない理由により、履行期間内に本業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲及び乙で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(損害の賠償)

第13条 乙は、本業務の履行に関し乙の責により甲に損害が発生した場合、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、本業務の履行に関し乙の責により第三者に損害が発生した場合、乙が損害を与えた第三者と協議の上、その損害を賠償若しくはその他の方法にて解決しなければならない。
- 3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(談合等不正行為に対する措置)

第14条 乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の100分の10に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に

対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 本契約に関し、乙（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を乙より徴収することができる。なお、端数計算については第11条に準ずるものとする。
- 3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（甲の契約解除権）

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第12条による場合を除き、乙の責に帰する理由により、乙が頭書に定められた履行期間内に本業務を完了しないとき、又は甲が本業務を完了する見込みがないと認めるとき。
 - (2) 乙が本契約の条項に違反したとき。
 - (3) 乙が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別精算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申し立てをしたとき。
 - (4) 乙の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
- 2 前項第1号又は第2号の規定により本契約を解除したときは、乙は、甲に対し、協議により算出した額を解約違約金として支払わなければならない。

（乙の契約解除権）

第16条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除したときは、甲は、乙に対し、協議により算出した額を支払わなければならない。

（成果品及び資料等の帰属）

第17条 乙が作成した成果品の所有権は、第9条に定める検査合格をもって、乙から甲に移転する。

- 2 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、第9条に

定める検査合格と同時に乙から甲に譲渡されたものとする。乙は甲による成果品の利用及び改変に関して著作権人格権を行使しないものとする。

- 3 甲は、成果品の作成過程の確認及び検査の実施に関して必要があると判断するときは、成果品の確認検査が終了するまでの間、乙に対して、乙が業務実施過程において収集、作成した資料等(以下「資料等」という。)の提示を求めることができる。乙は、甲が資料等の提示を求めたときは、甲に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、成果品の確認検査が終了するまでの甲が必要と認める期間、甲にこれを使用させるものとする。甲は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに乙に返却する。
- 4 第2項から第3項の規定は、第15条第1項、及び第16条第1項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務の実施上知りえた情報(以下「秘密情報」という。)を甲から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

- 2 乙は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告)

第19条 乙は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の返却及び廃棄)

第20条 乙は、本契約履行期間後、速やかに秘密情報を甲に返却又は判読不可能な方法により消去しなければならない。ただし、予め甲の了承を得た場合は、この限りではない。

(検査の権利)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

- 2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(個人情報保護)

第22条 乙は、本業務において、甲の個人情報を取扱う業務を行う場合は、第3項から

第9項に定める義務を負うものとする。

- 2 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述、個人別に付された番号、記号その他符号、又は画像もしくは音声により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む)をいう。
- 3 乙は、乙の本業務に従事する者に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 個人情報を改ざん又は本業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - (2) 個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- 4 乙は、個人情報保護管理責任者を定めること。
- 5 乙は、個人情報に関する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、必要な措置を講じること。
- 6 乙は、甲の求めがあった場合は、個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- 7 乙は、個人情報に関する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいその他本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止又は、復旧のために必要な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 乙は本契約履行期間後、速やかに個人情報(複写・複製物等を含む)を甲に返却又は、判読不可能な方法により消去しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 9 乙は甲から預託を受けた個人情報について、個人情報を電子データとして記録した媒体又は複製物がある場合は、再生又は読み取り不可能な措置(可能な場合は外部記録媒体等の物理的な破壊を含む)を講じたうえでこれらを廃棄又は消去し、その旨甲に報告しなければならない。ただし、甲から別段の指示がある場合には、この限りではない。
- 10 第3項の規定については、本契約履行期間後であってもその効力を有するものとする。
- 11 甲は、必要があると認める時は、乙の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

(機密情報保持の保証及び責任)

- 第23条 乙は、業務従事者その他個別業務の遂行のために機密情報を取り扱う者に対し、機密情報が第三者に漏えいしないよう本契約の内容を遵守させなければならない。

- 2 甲は、乙の責に帰する理由によって機密情報が第三者の知るところとなり、これにより甲が損害を被った場合には、その損害を乙に請求できるものとする。

(安全対策)

第24条 乙は、本業務に従事する者の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務主任者の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第25条 乙は、自己の責任と判断において業務を遂行し、乙の業務主任者の業務上の負傷、疾病、廃失又は死亡にかかる損失については、乙の責任と負担において十分に付保するものとし、甲はこれら一切の責任を免れるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第26条 本業務の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他本契約の終了理由の如何を問わず、本件業務が終了した場合には、乙は甲の求めによることに従い、本件業務を甲が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(中立性、効率性の保持及び業務対象国の法令の遵守)

第27条 乙は、本契約に関して生じる、製造業者及び供給業者その他の関係当事者との関係において、中立性を保持しなければならない。

2 乙は、本契約に基づき甲から支払われる契約金を除き、いかなる者からも本契約の実施に関し、一切の金品その他の利益を受領してはならない。

3 乙は、本契約に基づく本件業務を日本以外の国において実施する場合には、当該国の法規を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第28条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第29条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(疑義の決定)

第30条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 26 年 5 月 XX 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
一般財団法人 日本国際協力センター
業務執行理事 岸本 昌子

乙

(付属書 I)

業務実施要領

1. 本件委託業務の目的

甲が補助事業者として実施する Najah Fair ジャパンパビリオン展示装飾設計・施工・管理・撤去及び輸送業務を乙に実施させ、当該事業の適正かつ円滑な実施を図るものである。

2. 業務実施要領

(1) パビリオンの展示装飾設計・制作・設営業務

- ① ナショナルパビリオンとしての機能及びイメージが感じられるデザインとする。
- ② 総床面積は 120 平米～200 平米となる予定。
- ③ パビリオン内には、総合案内受付を備えること。
- ④ イベント主催会社との調整をおこなうこと。
- ⑤ 事前の準備を含め、パビリオン運営にあたるスタッフを配置すること。
- ⑥ その他、協議の上、提案者の提案による設備を整える事とする。

(2) 日本国内で制作するものの調達及び、現地で制作するものの調達

以下の要件に配慮した適正な手続きにより業者を選定すること。

- ① 仕様の決定業者の選定等の調達プロセスにおいて常に中立性を保つこと。
- ② 調達プロセスにおいて、常に公正性が保たれていること。
- ③ 価格競争において、十分な競争性が確保されていること。
- ④ 調達プロセス全体の透明性が確保されていること。

(3) 出展者に対する支援

- ① 出展者に対して、ブース設置に関する助言と支援を行うこと。
- ② 出展者に対して、出展者説明会を行うこと。

(4) 広報活動

- ① 現地メディア等を利用し、ジャパンパビリオンの広報を行うこと。
- ② 会場で配布するジャパンパビリオンパンフレットを制作すること。

(5) 現地施工・撤去・管理

- ① 展示会規則に従い、イベント主催会社に対して必要な申請を行う。
- ② イベント開催日までにパビリオンを完成させること。
- ③ イベント終了後には撤去工事が完了するまで現場管理を行うこと。

(6) 輸送業務

- ① パビリオン内に展示物を備え付ける場合、輸送・通関手続きを行い、イベント開催日前日までに会場に到着するよう手配すること。

(7) その他

その他甲が指定する業務。

(8) 成果品の提出

以下の書類を成果品として甲に提出する。

- ① 業務実績報告書
- ② 会計帳簿及び証憑書類

(9) 精算手続き

提出した会計帳簿及び証憑書類について、平成 27 年1月末日までに甲の審査を受け、経費請求額を確定する。精算後、経済産業省資源エネルギー庁の補助金確定検査により、追加の証憑が必要となった場合は、該当証憑を提出することとする。

3. 契約期間

平成 26 年 5 月 XX 日から平成 27 年 1 月末日まで

(付属書Ⅱ)

契約金額内訳

(単位:円)

区分	内訳	小計	計
1. 人件費			
2. 事業費			
3. 管理費			
合計			
消費税額等			
契約金額合計			

NAJAH

28th to 30th October 2014
Abu Dhabi National Exhibition Centre

